


令和3年	与論町農業委員会 会議録 第2号					
召集年月日	令和3年2月22日(月) 午後 4時00分～5時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(庁議室)					
開会及び 閉会時間	開会 午後 4時00分	議長	原田 新一郎			
	閉会 午後 5時00分	代理				
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	9番	山下 みどり		2番	白石 茂一	
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司	補佐	主事	山野貴之	
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(11件)				
	議案第7号	あっせん申出に関する件(1件)				
	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(2件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	ただ今から令和3年2月22日定例総会を開会いたします。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を9番の山下委員と2番の白石委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局（久野）	今月の農地法第3条の規定による許可申請が11件、あっせん申出に関する件が1件、農地法第5条の規定による許可申請が2件です。以上で会務報告を終わります。
議長	それでは以上で日程第1の会務報告を終わります。次に議案6号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局（山野）	1番は麦屋Aさんから麦屋Bさんへ麦屋1281番畑1,638㎡のあっせんによる売買です。対価として180万円です。2番は鹿児島県鹿児島市Cさんから茶花Dさんへ麦屋803番畑515㎡の相手の要望による売買です。対価として70万円です。3番は神奈川県横須賀市Eさんから沖縄県沖縄市Fさんへ朝戸2292番と朝戸2454番1畑2,749㎡を兄から妹へ贈与です。4番は茶花Fさんから麦屋Gさんへ立長1358番1と1358番3畑3,023㎡の親族間の贈与です。5番は埼玉県川口市HさんからIさんへ古里373番1と古里386番1畑2,917㎡の売買です。対価として1,200万円です。6番は麦屋Jさんから茶花Dさんへ麦屋805番畑492㎡の売買です。対価として50万円です。7番は麦屋Kさんから麦屋Lさんへ麦屋2888番畑189㎡の売買です。8番は朝戸Mさんから朝戸Nさんへ朝戸211番4畑他2筆合計7,097㎡の親から子への贈与です。9番は鹿児島県鹿児島市Oさんから那間Pさんへ那間2203番2と那間2203番3畑143㎡をあっせんによる売買です。対価として21万円です。10番は鹿児島県鹿児島市Qさんから朝戸Rさんへ那間3603番3畑654㎡のあっせんによる売買です。対価として705,000円です。11番は、茶花Sさんから麦屋Tさんへ朝戸324番3畑1,867㎡の親から子への贈与です。以上で

	説明を終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員より調査結果のご報告をお願いします。1番、9番、10番はあっせん事業による売買ですので承認致します。
山本委員	2番の譲渡人には2月22日に確認しました。譲受人には同日の午前7時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
内野委員	3番の譲渡人には2月20日午前11時20分に電話で確認しました。譲受人には同日の午前8時45分に電話で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
内野委員	4番の譲受人には2月20日の午後12時15分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	譲渡人には2月21日午前8時40分に直接確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山下委員	5番の譲渡人には2月20日の午後6時37分に電話で確認しました。譲受人には2月20日の午後1時40分に自宅で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	6番の譲受人には2月22日午前7時に確認しました。問題ありません。
山下委員	譲渡人には2月20日の午後7時25分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
内野委員	7番の譲受人には2月20日の午前11時45分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山下委員	譲渡人には2月20日の午後2時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
原田委員	8番の譲渡人と譲渡人には2月19日の午前8時に電話で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	11番の譲受人には2月18日の午後6時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
保委員	譲受人には2月20日の午前9時30分に本人に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。

	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第6号は承認致します。次に議案第7号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(山野)	茶花〇〇さんから立長1967番15畑225㎡のあっせん申出が出ております。あっせん委員の決定をお願いします。
議長	茶花地区担当の山本委員、林推進委員と立長地区担当の白石委員、森園推進委員をお願いします。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第7号「あっせん申出に関する件について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第7号は承認致します。次に議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1件目は、茶花〇〇さんから茶花〇〇那間231畑2,072㎡を親から子への贈与を伴う転用です。作業場、倉庫に転用するものです。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが、50m以内には住宅が3件以上あるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われます。2件目は麦屋〇〇さんから朝戸1507番1畑261㎡を与論町が賃貸借件設定してこども園の駐車場を整備するものです。土地改良事業が施行されているが、一時的な利用であるため不許可の例がある「一時転用」に該当するため許可相当だと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第8号「農地法第5条の規定による許

	可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第8号は承認致します。その他でございませんか。
	(なし)
議長	それでは2月定例総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	9番 山下 みどり 
	2番 白石 茂一 